

厚生・産業常任委員会資料  
令和2年(2020年)12月21日  
健康医療福祉部

令和2年度11月補正予算  
事業概要  
(その3)

健康医療福祉部



事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
<p>【医療政策課】</p> <p>感染症対策費</p>	<p>138,687 (25,133,829)</p> <p>国 138,687</p>	<p>1 感染症予防対策事業 138,687</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 138,687</p> <p>国が令和3年前半までに全国民に提供できるワクチンの確保を目指している中、県民等への円滑な接種を実施するため、市町と連携し、必要な体制の確保を図る。</p> <p>〔債務負担行為〕          期間：令和3年度          限度額：86,683          内容：円滑な接種を実施するための広域調整等に要する経費</p>
<p>【子ども・青少年局】</p> <p>児童扶養手当支給費</p>	<p>47,550 (410,249)</p> <p>国 47,550</p>	<p>1 児童扶養手当支給費 47,550</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮している児童扶養手当受給者等に対して臨時特別給付金を支給する。</p> <p>410,249 → 457,799</p> <p>国のひとり親家庭への緊急支援対策に伴う増額</p>

# 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業概要

令和2年度11月補正予算見積額： 138,687千円

令和3年度債務負担行為見積額： 86,683千円

(財源：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金)

## 事業目的

国では、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン(以下「ワクチン」という。)について、令和3年前半までに全国民に提供できる数量の確保を目指しており、国民への円滑な接種を実施するため、都道府県、市町村において必要な体制の確保を図ることとしている。

また、厚生労働省通知において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要領等を示し、国の予備費を活用した体制確保の準備を都道府県等に求めているところである。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の事業を行うことにより、ワクチン接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

